平成２６年（フ）第９２号
鹿児島県鹿児島市加治屋町６番５号　コーポ田中102号
債務者　岩田　純一
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９７号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目15番11号
債務者　吉本　　希
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
鹿児島県鹿児島市中央町34番地５　平成中央ビル101号
債務者　小林　博之
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３５号
北海道小樽市長橋５丁目26番46号、前住所北海道小樽市塩谷２丁目20番136号　塩谷Ｄ住宅
債務者　松尾　美加（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第４３号
北海道余市郡余市町朝日町73番地４
債務者　田代　厚子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第８７号
愛媛県宇和島市愛宕町３丁目２番13号
債務者　谷田　節子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１０３号
青森県上北郡野辺地町字浜掛69番地13
債務者　成田　純美
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
山口県岩国市門前町２丁目37番35―101号
債務者　新藤　由香
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第３３号
山口県柳井市柳井4733番地３
債務者　平安　孝子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第３８０号
神戸市須磨区古川町２丁目１番３―11007号
債務者　亀井　明彦
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９１号
神戸市北区唐櫃台３丁目28番502号
債務者　米田　恵子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７８号
愛知県北名古屋市鹿田2568番地１　グリーンシティＣ―1001
債務者　大石さち子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０４５号
愛知県あま市七宝町下田堂中40番地１
債務者　猪飼　紀子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７４号
愛知県小牧市間々本町27番地１
債務者　加藤　　久
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７１号
愛知県日進市浅田町平子２丁目32番地　日本建設若鯱寮、住民票上の住所岐阜県中津川市福岡3069番地
債務者　長谷川茂子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４４号
愛知県小牧市外堀３丁目263番地５　ラポール外堀Ａ棟201号
債務者　伊藤　真也
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部